

I 教育行財政

1 教育長・教育委員



教 育 長
山 本 浩 司



教育長職務代理者
原 紳 也



委 員
天 野 勝 美



委 員
佐 伯 英 恵



委 員
吉 田 貴 子



委 員
神 谷 さゆり

令和8年10月1日現在

職 名	氏 名	任 期
教育長	やまもと ひろし 司 山 本 浩 司	平成30年 4月 1日就任 令和 9年 3月31日まで
教育長 職務代理者	はら しんや 也 原 紳 也	令和 6年10月 1日就任 令和10年 9月30日まで
委 員	あまの かつみ 美 天 野 勝 美	平成28年10月 1日就任 令和10年 9月30日まで
委 員	さえき はなえ 恵 佐 伯 英 恵	平成29年10月 1日就任 令和11年 9月30日まで
委 員	さかき ばらまさこ 子 榊 原 昌 子	令和元年10月 3日就任 令和 9年10月 2日まで
委 員	かみや さゆり 神 谷 さゆり	令和 8年10月 1日就任 令和12年 9月30日まで

※教育長職務代理者は、教育長の指名により変更することがあります。

2 学びの大綱

■基本理念

つながりの中で、誰もが学び合いながら、自分らしく豊かな人生を切り拓く

こどもたちが、将来に夢と希望を持ち、生き生きと学び続けるためには、多様な人や地域とのつながりの中で、様々な体験や学びを通じて、学ぶ楽しさを知ることが大切です。

こどもたちのかけがえのない命と心を守るため、市民一人ひとりが、自他の命と人権を尊重し、家庭・学校・地域等において、多様な個性や立場の違いを認め合いながら、誰もが安心して学び、育つことができる環境の実現を目指します。

そして、誰もが生涯にわたり学び合うことで、幸せを感じ、自分らしく豊かな人生を切り拓くことができるよう、自ら学び続ける市民の活動を支援します。

◇めざす学びの姿

自分を大切にし、他者を尊重する

自他の命と人権を尊び、思いやりの心を育むために、様々な体験や学びを通じて、互いの個性や多様な価値観の違いを認め合いながら、誰もが幸福感や自己肯定感を高められる環境づくりを進めます。

誰もが安心して生涯にわたり楽しく学び続ける

生涯にわたって自らの可能性を伸ばし豊かに生きるために、主体的に学び、考え、行動していく力の育成や、一人ひとりの個性と能力に応じた教育機会の保障、やりたいことに挑戦できる機会の充実によって、誰もが学ぶ楽しさを知り、いくつになっても学び続けられる環境の実現を目指します。

豊田市の多様な魅力を分かち合い、つながりの中で学び、地域とともに育つ多様なつながりの中で学び合い、地域を愛し、地域資源を活用する人が育っていく好循環を生み出すために、都市と山村、産業と自然、多文化共生等、本市の豊かな魅力を生かして学習・活動する機会を充実させるとともに、家庭・学校・地域が一体となって取り組む、地域ぐるみの学びを共働により推進します。

自ら考え行動し、共に新しい未来を切り拓く

産業構造の変革、社会構造や価値観の変化等、予測が困難な時代を豊かに生きるために、地域や世界規模の課題を自分事として捉え、多様な人々と共に課題解決に取り組みながら、持続可能な新しい未来を切り拓いていく資質や能力を育む機会の充実を図ります。

3 市施政方針（教育分野）

令和8年度の具体的な取組

変化の激しい予測困難な社会においても、本市が有する様々な資源を生かして新たな魅力や価値を創造し、こどもがミライに希望を持つことができるまちを目指して、取組目標「こどもが多様な生き方・暮らし方を選択できる」を掲げ、以下の取組を進めてまいります。

1 地域資源を生かした「遊び・学び・体験」の機会の充実にに向けた取組

こどもたちが、地域の大人など多世代とのつながりの中で、文化、スポーツ、ものづくりなどに親しむ様々な機会を提供してまいります。

特に、9月から市内全中学校で始める「とよた地域クラブ活動」では、地域や企業、大学等と連携し、こどもたちが自ら望む活動に安全・安心に参加できる環境を整えてまいります。

また、9月から10月までにかけて開催されるアジア・アジアパラ競技大会においては、スポーツの魅力や感動を直接感じられるよう、こどもたちの観戦機会を確保してまいります。

さらに、こどもから大人まで多世代にとって多様な学びや交流の拠点となるよう、地域や企業等と連携した交流館の更なる利活用や学校施設の多機能化に向けた取組を進めるとともに、夏の暑さ対策として地域体育館等に空調設備を整備してまいります。

2 自ら考え、判断する力を育む教育の推進に向けた取組

各小中学校の特色ある授業で地域資源を生かし、ふるさとの魅力をこどもたちに伝える「WE LOVE とよた教育プログラム」など、こどもたちが様々な人や社会とつながりを持つ中で、課題を解決する能力を育む「探究的な学び」を推進してまいります。また、「アントレプレナーシップ教育事業」や「中学生と地域の大人による対話事業」などを通じて、新たな価値を創造し、主体的・対話的に取り組む「学びの機会」を充実してまいります。

さらに、こどもたちにとって、魅力的な学校づくりを進めるため、学校再編や小中一貫教育等の導入を含めた教育環境の方向性について、保護者や地域の皆様と意見交換を行いながら、検討を進めてまいります。

3 まちの歴史・文化・芸術や自然等をミライにつなぐ取組

本市や身近な地域への興味や関心を高め、愛着を持って暮らすことができるまちを実現するため、博物館において「みんなでつくりつづける博物館」をコンセプトに、とよはくパートナー等と連携した調査・展示活動及び小中学生を対象とした「アクティブ・ラーニングツアー」に引き続き取り組んでまいります。

4 教育行政計画

第5次豊田市教育行政計画

(1) 計画策定の趣旨

教育は、個々人の人格を磨いて個性・能力を開花させることで、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、持続可能な新しい社会の創り手となる人材の育成をも支えることから、重要な社会基盤の一つです。

また、現代は、将来の予測が困難な時代となっており、これからの社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」や、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」に向けた教育政策が必要とされています。そのため、日本社会における教育の果たす役割及び重要性はますます高まっています。

本市では「未来を拓く学び合い」をキーワードに、大きな変革の時代において、家庭・学校・地域が共にそれぞれの役割を果たしながら学び合い、未来を拓くこどもたちを育てていくことを目指してきました。さらに、2025年3月に策定された「第9次豊田市総合計画」では、こどもたちが、ミライを生き抜く力を育むため、多様な場で、こども同士や多世代とのつながりの中で、多様な経験ができるまちづくりを進めることが重要であるとしています。また、持続可能な地域共生社会を実現できるように、社会教育を通じて多様なつながりを創出し、そうしたつながりの中で、家庭・学校・地域が一体となって取り組む、地域ぐるみの学びを共働により推進していくことが求められます。

「第4次豊田市教育行政計画」の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興を目指して、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえ、「第9次豊田市総合計画」において注力する「こども起点」と「つながり合う」という視点を大切にしながら、学習者の主体的な活動である学びを支える教育行政の方向性を明らかにするとともに、必要な取組を着実に推進するため、「第5次豊田市教育行政計画」を策定します。



（２）計画の位置付け

本計画は、教育基本法第１７条第２項の規定に基づき、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である「教育振興基本計画」として位置付ける本市の教育行政における基本的な計画です。

本計画は、本市のまちづくりの方向性を明らかにする「第９次豊田市総合計画」を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市の教育に関する大綱「学びの大綱」を実現するための具体的な行動計画です。

（３）計画期間

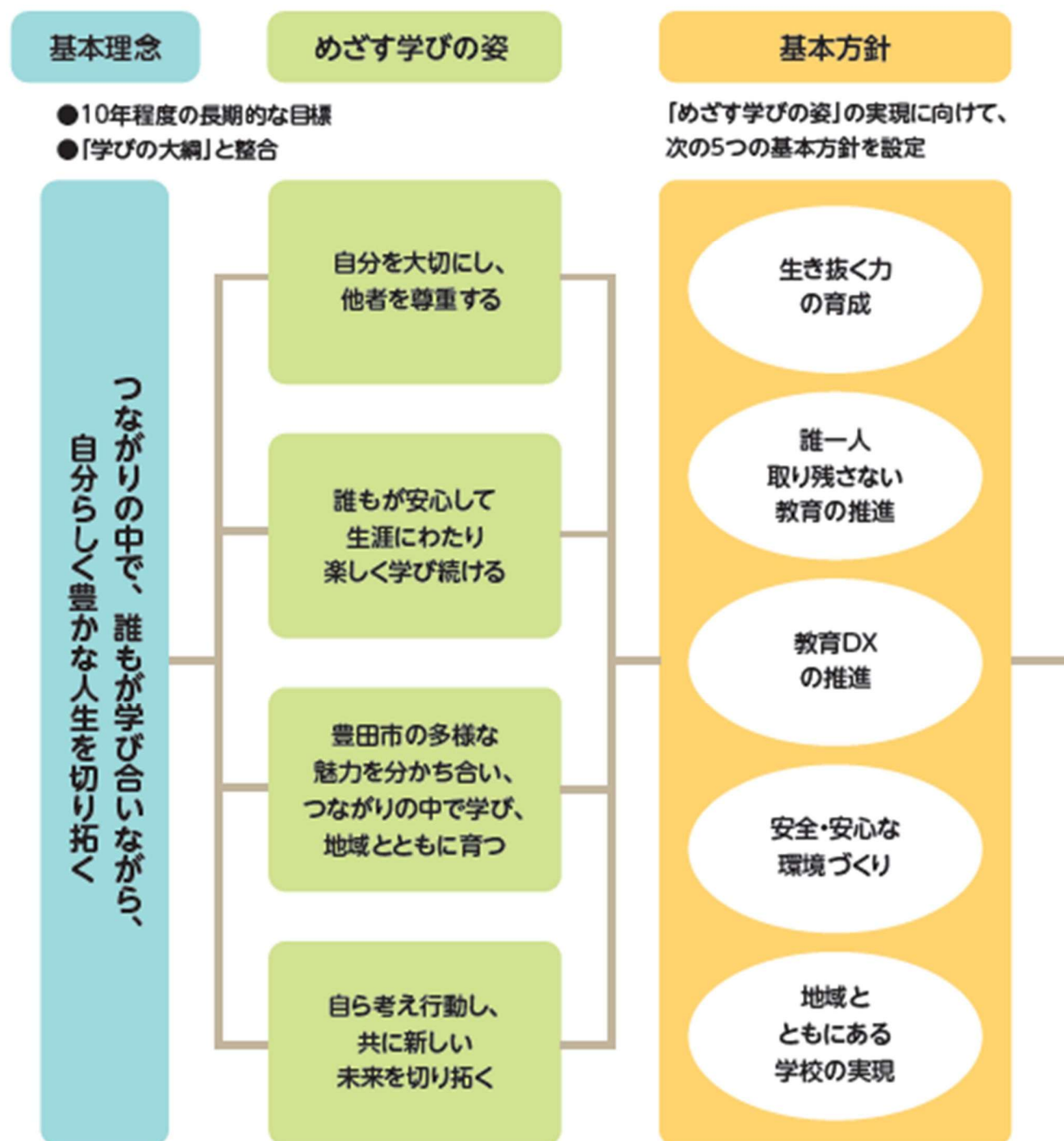
この計画の対象期間は、２０２６年度から２０３０年度までの５年間とします。



(4) 計画の体系

本計画は、「学びの大綱」と整合を取り推進するため、「学びの大綱」を計画の「基本理念」と「めざす学びの姿」として掲げています。

(1) 計画の体系





取組の方向性

基本方針を具体的に推進するため、国や社会の動向、本市の現状と課題から見える
今後5年間で重点的に取り組む方向性を設定

自他を尊重する心を育む教育の推進

学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進

誰もが自分らしく学べる教育環境の確保

安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境整備

こどもに向き合い寄り添える学校環境づくり

生涯にわたり学び続ける機会の充実

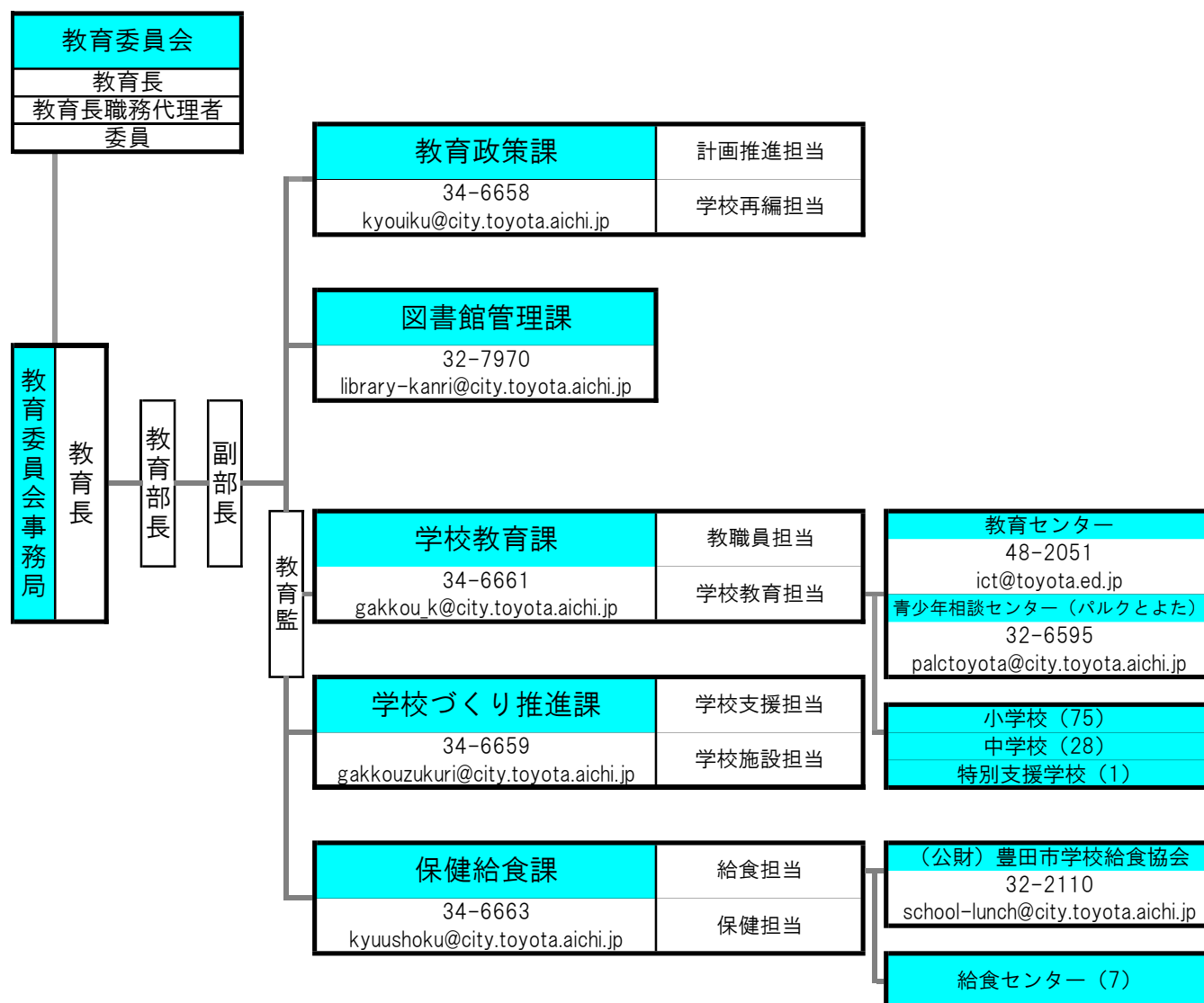
郷土愛を育み地域ぐるみで支える学びの推進

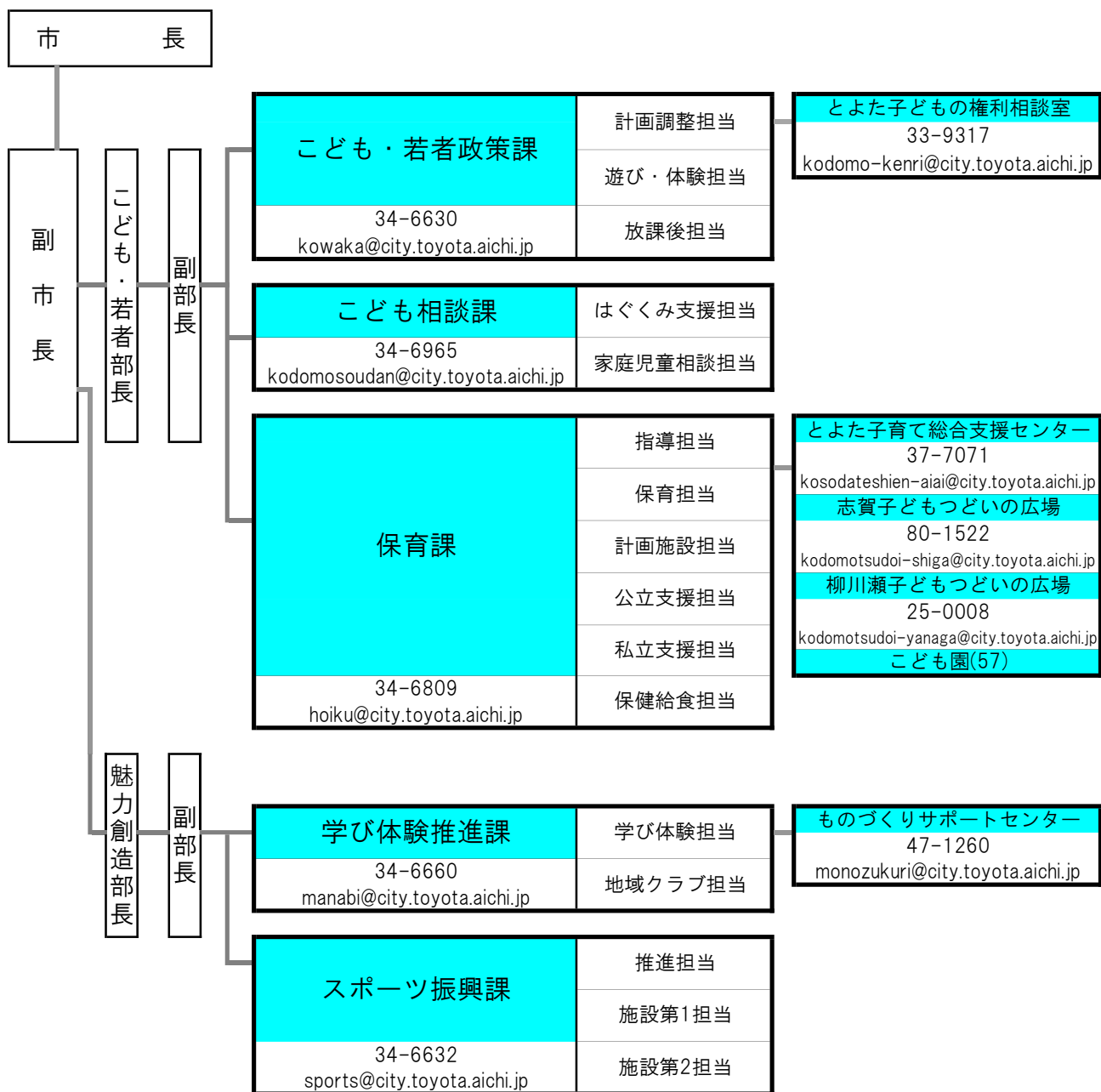
新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出



5 教育委員会組織図

市外局番（0565）





6 教育委員会職員

(1) 職員一覧表

(令和8年5月1日現在)

	総人数	行政職員								技能労務職員				指導主事	主任主査
		参事	副参事	主幹	副主幹	主査監	主任主査	事務・技術系	小計	班長	公務手	調理員	小計		
教 育 部	3	1	2						3						
教 育 政 策 課	10			2	2		2	3	9					1	
図 書 館 管 理 課	5		1		1		2	1	5						
学 校 教 育 課	42			8	3		2	7	20					22	
学 校 づ く り 推 進 課	16			1	1		3	11	16						
小・中・特別支援学校	3											3	3		
保 健 給 食 課	22			1	3	1	3	8	16	1		5	6		
派 遣 等	2		1			1			2						
合 計	103	1	4	12	10	2	12	30	71	1	0	8	9	23	0

※ 教育長、会計年度任用職員は計上せず

※ 派遣等は学校給食協会のみ

(豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣された職員)

※ 上記、総人数には休職者、再任用、地方自治法第252条の17第1項によって派遣された職員も含む。

(豊田市職員定数条例の定数外)

(2) 職員定数

豊田市職員定数条例 第2条による定数	教育委員会の事務局の職員	100 人
	教育委員会の所管に属する学校の職員	5 人
	教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	16 人
	合 計	121 人

7 市長への事務移管・事務の委任及び補助執行

【教育委員会から市長への事務移管】

令和２年度以降の教育委員会の管理執行権限について
令和元年１２月市議会で新たに制定された「豊田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」により、令和２年４月から以下の分野の事務について、管理執行権限が教育委員会から市長に移管された。

- (１) 社会教育機関（豊田市中心図書館を除く。）の設置、管理及び廃止に関する事
と。
- (２) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- (３) 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- (４) 文化財の保護に関する事。

【事務の委任及び補助執行】

(１) 市長が教育委員会に委任する事務

- ① 私立学校(幼稚園を除く。)に関する事。
- ② 豊田市学校給食センターの給食費の額の決定に関する事。

(２) 市長が教育委員会の職員に補助執行させる事務

- ① 教育財産を取得し、及び処分する事。
- ② 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結する事。
- ③ 構造改革特別区域法(平成１４年法律第１８９号)第１２条第２項に規定する学校設置会社の設置する学校に関する事。
- ④ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和３１年法律第１６２号)第１条の３に規定する大綱の策定(変更を含む。)及び同法第１条の４に規定する総合教育会議に関する事。
- ⑤ 教育委員会の所掌に係る公の施設の使用料等及びその所掌に係る行政財産の目的外使用料の徴収、減免及び還付に関する事。
- ⑥ 教職員会館テニスコートの運営管理に関する事。
- ⑦ 豊田市学校給食センターの給食費（幼稚園に係るものを除く。）の徴収等に関する事。
- ⑧ 教育委員会の所掌に係る歳入予算の調定及び収入命令に関する事。
- ⑨ 教育委員会の所掌に係る歳出予算の支出負担行為及び支出命令に関する事。

(３) 教育委員会が市長部局の総務部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 情報公開条例第６条第１項に規定する開示請求書の受付に関する事。
- ② 情報公開条例第１８条第３項に規定する手数料の減免に関する事。
- ③ 法第７７条第１項に規定する開示請求書、法第９１条第１項に規定する訂正請求書及び法第９９条第１項に規定する利用停止請求書の受付に関する事。
- ④ 審査請求に関する事。
- ⑤ 訴訟に関する事。

(4) 教育委員会が市長部局の地域活躍部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。
- ② スクールバス（足助地区のもの及び豊田市立旭中学校に係るものに限る。）の運営管理に関すること。

(5) 教育委員会が市長部局の魅力創造部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究、実施及び総合調整に関すること。
- ② 青少年のものづくり学習施策の推進及びものづくりサポートセンターの運営管理に関すること。
- ③ 学校開放に関すること。

(6) 教育委員会が市長部局のこども・若者部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 家庭教育に関すること。
- ② 青少年の社会教育活動の支援に関すること。
- ③ 豊田市青少年育成施設の管理運営に関すること。
- ④ 豊田市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。
- ⑤ 豊田市立幼稚園の財産の管理に関すること。
- ⑥ 豊田市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関すること。
- ⑦ 豊田市立幼稚園の入園、変更及び退園に関すること。
- ⑧ 豊田市立幼稚園の組織編制及び保育内容に関すること。
- ⑨ 豊田市立幼稚園の教材等の取扱いに関すること。
- ⑩ 豊田市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- ⑪ 豊田市立幼稚園の職員の研修に関すること。
- ⑫ 豊田市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- ⑬ 豊田市立幼稚園の環境衛生に関すること。
- ⑭ 豊田市立幼稚園の給食に関すること。（（１）②に定める場合を除く。）
- ⑮ 幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関すること。
（豊田市においては、市立幼稚園と保育園の名称をこども園と統一しているが、幼稚園認可の園のみが該当するため、幼稚園としている。）
- ⑯ 幼稚園に係る公印の管理に関すること。

(7) 教育委員会が市長部局の都市整備部に属する職員に補助執行させる事務

教育財産（豊田市立学校設置条例（昭和40年条例第1号）別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに豊田市学校給食センター条例（昭和42年条例第2号）別表に掲げる給食センターを除く。）の維持及び保全に関すること。

(8) 教育委員会が市長部局の市民課に属する職員に補助執行させる事務

学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学の場合を除く。

8 分掌事務

(1) 教育部の分掌事務

- ・教育委員会の会議及び組織に関すること。
- ・教育行政に関すること。
- ・学校以外の教育施設に関すること。
- ・教職員に関すること。
- ・学校教育の調査研究に関すること。
- ・市立学校に関すること。
- ・学校給食に関すること。

(2) 教育部に属する課の分掌事務

教育政策課	・教育委員会の会議及び委員に関すること。 ・儀式、表彰及び栄典に関すること。 ・教育委員会の後援等に関すること。 ・教育委員会の公告式及び公印管理に関すること。 ・教育に係る統計及び調査に関すること。 ・教育行政に係る企画立案及び調整に関すること。 ・教育委員会の所管に係る予算及び決算の総括に関すること。 ・教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 ・学校誘致及び幼稚園以外の私学振興に関すること。 ・私立高等学校の授業料補助に関すること。 ・豊田市奨学金に関すること。 ・市立学校の規模の適正化に関すること。 ・事務局及び学校以外の教育機関の連絡調整並びに他の所掌に属さない事務に関すること。
図書館管理課	・読書活動の推進に関すること。 ・豊田市図書館協議会の運営に関すること。 ・豊田市中央図書館の施設、設備等の整備に関すること。 ・豊田市中央図書館の運営管理に関すること。 ・図書館資料の収集整理（選書及び除籍を含む。）の決定に関すること。 ・図書館資料の利用及び管理に関すること。
学校教育課	・県費負担教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。以下同じ。）の任免、懲戒その他進退の内申に関すること。 ・県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。 ・市費負担教職員及び公務手のサービスに関すること。 ・学校の組織編制及び諸行事に関すること。 ・教科書の採択に関すること。 ・教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関すること。 ・教職員の組織する職員団体に関すること。 ・教職員の研修及び教育指導に関すること。 ・児童及び生徒を対象とする事業等に関すること。 ・市立学校における体育活動及び文化活動並びに部活動に関すること。 ・通学区域の設定、廃止及び変更並びに通学路に関すること。 ・市立学校（特別支援学校を除く。）の通学支援に関すること。 ・就学援助及び就学奨励に関すること。 ・学齢児童及び生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関すること。 ・教科書その他教材の配布に関すること。 ・家庭、学校及び地域の共働の推進に関すること。

	教育センター ・教育の専門的事項及び技術的事項の調査研究に関すること。 ・教員の研修及び指導力向上に関すること。 ・研究指定校に関すること。 ・学校情報化の推進に関すること。 ・教育センター及び教職員会館の運営管理に関すること。
	青少年相談センター（パルクとよた） ・青少年の相談に関すること。 ・青少年の補導に関すること。 ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関すること。 ・不登校の児童又は生徒の社会的自立に関すること。 ・特別支援教育に関すること。 ・青少年相談センターの運営管理に関すること。
学校づくり推進課	・市立学校の予算の執行管理に関すること。 ・市立学校の物品及び備品台帳整備に関すること。 ・市立学校の教材及び教具の整備並びに教材用田畑の賃借に関すること。 ・市立学校の施設、設備及び用地の管理に関すること。 ・市立学校の施設台帳及び財産台帳の整備に関すること。 ・市立学校の施設の目的外使用許可に関すること。 ・市立学校の施設計画及び用地取得に関すること。 ・市立学校の設置及び廃止並びに市立学校に係る事項の変更に関すること。 ・市立学校の施設整備に関すること。
保健給食課	・市立学校の保健計画及び環境衛生に関すること。 ・児童、生徒及び教職員の健康診断並びに健康管理に関すること。 ・市立学校における災害共済給付及び学校事故賠償責任保険に関すること。 ・保健関係団体に関すること。 ・学校給食の運営及び学校給食物資の管理に関すること。 ・県費負担の栄養教諭及び学校栄養職員の任免、懲戒その他進退の内申に関すること。 ・県費負担の栄養教諭及び学校栄養職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。 ・学校給食センターの施設及び設備の整備に関すること。 ・給食関係団体に関すること。
	学校給食センター ・幼児、児童及び生徒の給食実施に関すること。 ・学校給食センターの運営管理に関すること。

（３）関連分掌事務

法 務 課	・情報公開条例第６条第１項に規定する開示請求書の受付に関すること。 ・情報公開条例第１８条第３項に規定する手数料の減免に関すること。 ・法第７７条第１項に規定する開示請求書、法第９１条第１項に規定する訂正請求書及び法第９９条第１項に規定する利用停止請求書の受付に関すること。 ・審査請求に関すること。 ・訴訟に関すること。
各 支 所	・学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。 ・スクールバス（足助地区のもの及び豊田市立旭中学校に係るものに限る。）の運営管理に関すること。
学び体験推進課	・社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究、実施及び総合調整に関すること。 ・青少年のものづくり学習施策の推進及びものづくりサポートセンターの運営管理に関すること。

スポーツ振興課	・ 学校開放に関する事。
こども・若者政策課	・ 家庭教育に関する事。 ・ 青少年の社会教育活動の支援に関する事。 ・ 豊田市青少年育成施設の管理運営に関する事。
こども相談課	・ こども・若者総合相談センターの運営業務に関する事。
保 育 課	・ 豊田市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の財産の管理に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の入園、変更及び退園に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の組織編制及び保育内容に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の教材等の取扱いに関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の職員の研修に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の環境衛生に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の給食に関する事。 ・ 幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関する事。 （豊田市においては、市立幼稚園と保育園の名称をこども園と統一しているが幼稚園認可の園のみが該当するため、幼稚園としている。） ・ 幼稚園に係る公印の管理に関する事。
建築保全・住宅課	・ 教育財産(豊田市立学校設置条例(昭和40年条例第1号)別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに豊田市学校給食センター条例(昭和42年条例第2号)別表に掲げる給食センターを除く。)の維持及び保全に関する事。
市 民 課	・ 学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関する事。ただし、通学区域外入学を除く。

(4) その他関係する財団法人

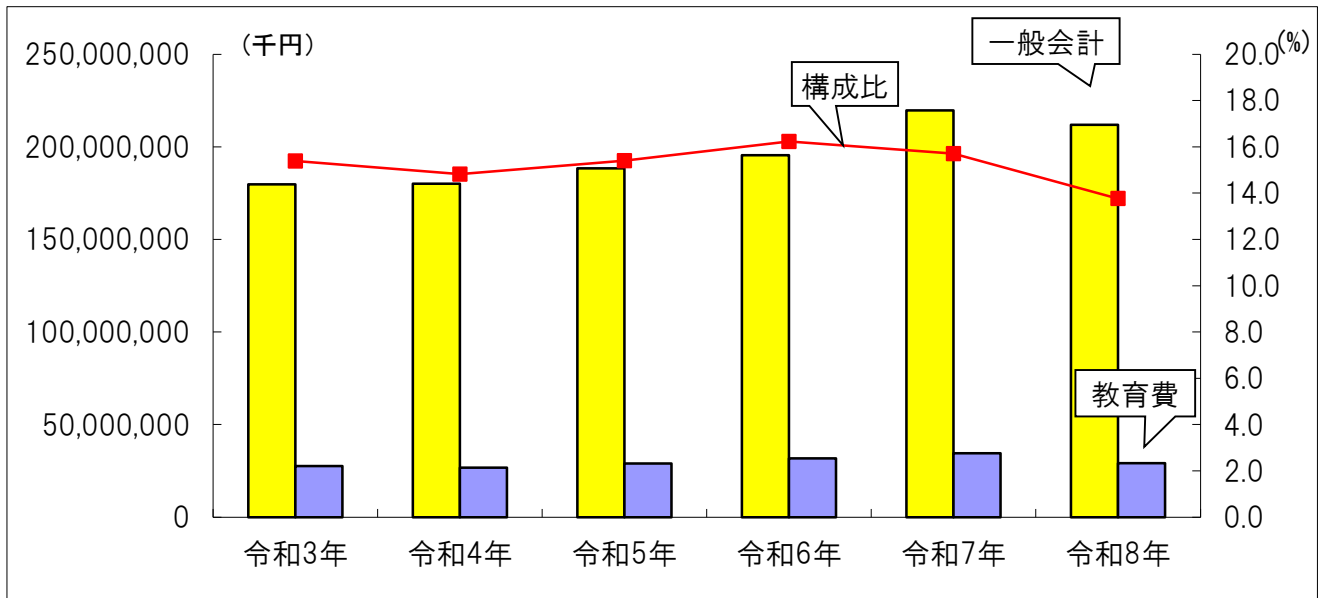
本市では、市民の要望を幅広く取り入れた効率的な運営を図るため、次の公益財団法人を設置し、業務や施設の管理を委託している。

- ・ (公財)豊田市学校給食協会

9 教育予算

(1) 一般会計と教育費の推移 (当初予算ベース)

項目 \ 年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
一般会計(千円) A	179,800,000	180,100,000	188,300,000	195,426,534	219,700,000	211,800,000
教育費(千円) B	27,656,631	26,694,423	28,993,795	31,720,372	34,505,830	29,161,089
構成比(%) B/A	15.4	14.8	15.4	16.2	15.7	13.8



(2) 令和8年度教育費の構成

目 的	予算(千円)
教育総務費	722,131
小学校費	3,262,468
中学校費	1,521,238
特別支援学校費	267,275
幼稚園費	453,945
学校教育費	8,864,319
社会教育費	2,400,360
文化体育費	11,669,353
計	29,161,089

